

## ■ 地域福祉計画とは

地域福祉は、自分たちが住んでいる「地域」で、何らかの支えを必要としている人やその家族が自立した生活を送ることができるよう、行政、事業者、地域住民が協力し、支援していこうとする試みです。

この地域福祉を効率的に進めるための計画が「地域福祉計画」です。

社会福祉法第107条により、市町村では地域福祉計画を策定し、その内容を公表するものとするされています。

現在、第2次（平成22～26年度）の計画年度中ですが、今年度に、**第3次地域福祉計画（平成27～31年度）**を策定します。

## ■ 策定・評価委員会

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関することや、地域福祉に関する活動への住民参加に関することなどを協議していただき、計画の素案を評価・提言していくものです。

人数は20人程度で各種協議会委員、社会福祉団体の代表者、識見を有する者等により構成され、地域の意見を反映させるために、地域審議会の代表に入りたいと考えています。

➤ 任期：平成26年9月頃（第1回策定委員会開催予定）  
～平成28年3月31日（2年間）

➤ 策定委員会  
第3次計画に向けた策定委員会を、平成26年度に3回程度予定。

➤ 評価委員会  
年1回（2月頃）開催し、計画の進捗状況を評価する。